

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五頁
- 保安林の指定施業要件を変更する件 五頁

告 示

福島県告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字東河内字庚申塚七一の五
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡塙町大字木野反字赤坂五六の一

- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和六年十一月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字岩下一の二
保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）